








決定書

分類記号	保存期間

回付番号	起案年月日	決定年月日	施行年月日	文書番号	例規番号
第 号	H24・3・12	24.3.12	24.3.14	1705	
施行及び取扱方法					
決裁権者 次のとおり決定する。 生涯学習推進局長 杉本 昭則			起案者 教育庁生涯学習推進局 生涯学習課 社会教育・読書推進グループ 主査 清水 直子 電話 35-522		
標題 P T A ・ 青少年教育団体共済法第 6 条に基づく共済規程の変更の承認について					
情報公開用標題 P T A ・ 青少年教育団体共済法第 6 条に基づく共済規程の変更の承認について					
趣旨 一般社団法人札幌市 P T A 共済会から承認申請のあったこのことについて、審査の結果、法第 5 条及び第 7 条第 4 号に規定する基準に適合すると認められるため承認することとし、次案により通知する。					
協議					
回付先 生涯学習推進局長 杉本 昭則  生涯学習課長 立野 賢次  専門参事 小山 晋  主幹 毛利 薫  主幹 伊藤 信彦  社会教育・読書推進グループ  主査 清水 直子 					

記

1 申請者

一般社団法人 札幌市 PTA 共済会

代表者 山本清和

(札幌市西区宮の沢 1 条 1 丁目 1 - 1 0)

2 変更内容

負傷共済金に、手術給付金を追加。

3 変更後の給付内容

	共済金の区分		給付金額	
P T A	死亡共済金		5,000,000円	
	後遺傷害共済金		5,000,000円 × 5 ~ 100%	
	負傷共済金	入院		4,000円 × 日数 (限度: 180日)
手術			50,000円	
通院			2,500円 × 日数 (限度: 90日)	
活 動 中	死亡共済金		1,000,000円	
	後遺傷害共済金		1,000,000円 × 5 ~ 100%	
	負傷共済金	入院		1,000円 × 日数 (限度: 180日)
手術			20,000円	
通院			500円 × 日数 (限度: 90日)	
学 校 の 管 理 下 外	死亡共済金		1,000,000円	
	後遺傷害共済金		1,000,000円 × 5 ~ 100%	
	負傷共済金	入院	1,000円 × 日数 (限度: 180日)	※追加
		手術	20,000円	
		通院	500円 × 日数 (限度: 90日)	

4 変更理由及び経緯

現在、札幌市 P T A 協議会が団体加入している民間の共済においては、補償内容に手術給付金が含まれ、手術の種類に応じ給付金額に段階差が設けられている。

札幌市 P T A 共済会が共済事業を開始するにあたり、この段階差の判断が困難であるとの理由から、当面、手術給付金については設定しないこととし、事業運営を行っていく中で、平成 2 5 年度以降からの手術給付金の支給を検討する予定であった。

しかし、当該団体が想定していたより早く認可がおりたことから、再度検討した結果、段階差をなくし手術 1 件あたり一律の給付金額で設定することとし、2 月 1 0 日、社員総会を開催し、共済規程の変更を行ったもの。

審査の結果、法第 5 条及び第 7 条第 4 号の基準に適合すると認められるため、共済規程の変更を承認し、次案により通知する。

(案)

平成24年3月 日
教生第 号

一般社団法人 札幌市PTA共済会
代表者 山本清和 様

北海道教育委員会委員長

PTA・青少年教育団体共済法第6条に基づく共済規定の変更の承認について

平成24年2月28日付けで申請のありましたこのことについて、法第5条及び第7条第4号に定める基準に適合すると認められるため、承認します。

北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課
社会教育・読書推進グループ
(担当) 清水
住所：札幌市中央区北3条西7丁目
電話：011-204-5744 (直通)

処理の経過

年 月 日	内 容
H 2 4 . 2 . 2 8	共済規程変更承認申請書持参、ヒアリング
H 2 4 . 3 . 1 2	不足書類の提出を指示
〃	不足書類の提出
〃	起案

法第9条に規定する、承認申請の書類

✓	承認申請書
✓	変更理由書
✓	共済規程中の変更しようとする箇所を記載した書面
✓	共済規程の変更を決議した社員総会又は評議員会の議事録又はその謄本

法第10条に規定する、審査基準

法第5条

✓	共済掛金の額が文部科学省令で定める額(一の被共済者当たり2千円)を超えないこと。
✓	共済金の額が文部科学省令で定める額(一の被共済者当たり3千5百万円)を超えないこと。
✓	共済期間が1年を越えないこと。
✓	1事業年度において支払を受ける共済掛金の総額が、文部科学省令で定める基準(6億円)を超えないこと。

法第7条第4号

✓	共済契約の内容が、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者の保護に欠けるおそれのないものであること。
✓	共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的扱いをするものでないこと。
✓	共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。
✓	共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。
✓	共済掛金が、合理的かつ妥当なものであり、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
✓	共済契約の内容が、共済契約者等の需要及び利便に適合した妥当なものであること。
✓	共済契約の解約による返戻金の開示方法が、共済契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること。
✓	共済金の支払基準及び限度額が適正であること。
✓	共済事業の実施方法が、共済契約者等の保護を図るために適切なものであること。

PTA・青少年教育団体共済法

(平成二十二年六月二日法律第四十二号)

(共済規程)

第六条 PTA等又は特定関係団体は、第三条の認可を受けようとするときは、共済事業の種類、共済事業を行う区域その他共済事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び準備金に関する事項その他の文部科学省令で定める事項を記載した共済規程を定め、行政庁に提出しなければならない。

2 共済規程の変更(軽微な事項その他の文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

3 共済団体は、前項の文部科学省令で定める事項に係る共済規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

4 共済規程の設定、変更及び廃止は、社員総会又は評議員会の決議を経なければならない。

5 共済規程の変更のうち、軽微な事項その他の文部科学省令で定める事項に係るものについては、前項の規定にかかわらず、定款で、社員総会又は評議員会の決議を経ることを要しないものとするができる。この場合においては、社員総会又は評議員会の決議を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の周知の方法を定款で定めなければならない。

PTA・青少年教育団体共済法施行規則

(平成二十二年十二月二十七日文部科学省令第二十四号)

(共済規程の変更の承認を要しない事項)

第七条 法第六条第二項 に規定する文部科学省令で定める事項は、関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。次条第一号において同じ。)に伴う規定の整理とする。

(共済規程の変更の承認の申請)

第九条 法第六条第二項 の規定により共済規程の変更の承認を受けようとする者は、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

- 一 変更理由書
- 二 共済規程中の変更しようとする箇所を記載した書面
- 三 共済規程の変更を決議した社員総会又は評議員会の議事録又はその謄本
(ただし、法第六条第五項 に基づき、第六条第三号に掲げる事項に係る共済規程の変更は社員総会又は評議員会の決議を経ることを要しない旨の定款の定めがある場合において、当該事項に係る共済規程の変更に係る承認を受けようとするときは、当該定款)

(共済規程の変更の承認)

第十条 行政庁は、前条の承認の申請があったときは、法第五条 に定める基準及び法第七条第四号 に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

共済規定の変更承認申請書

平成24年2月28日

北海道教育委員会 様

申請者
郵便番号 〒063-0051
住所 札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号
札幌市生涯学習総合センター3F
名称 一般社団法人札幌市PTA共済会
代表者 理事長 山本 清

PTA・青少年教育団体共済法第6条の規定により、共済規定の変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

変更の内容	<ul style="list-style-type: none">・手術給付金の追加 負傷共済金（入院日額）を支払う際に、その傷害の治療を直接の目的として手術を受けられたときは、手術給付金をお支払いする。* 学校管理下外の傷害 2万円* PTA活動中の傷害 5万円
添付書類	・ 変更理由書
	・ 共済規程（変更箇所朱書）
	・ 変更後の共済規程
	・ 共済約款（変更箇所朱書）
	・ 変更後の共済約款

・ 算出方法書（変更箇所朱書） 3/2 追加提出



北海道教育委員会委員長 様

一般社団法人 札幌市PTA共済会
代表理事 山本 清

共済事業規定および共済約款の変更理由書

当共済会の共済事業規定および共済約款を、別紙のとおり一部変更したいので、下記関係書類を添付して申請します。

記

1. 一般社団法人札幌市PTA共済会 共済事業規定
2. 一般社団法人札幌市PTA共済会 共済約款

変更理由

現在契約しております民間の保険会社と同じ補償内容をめざしてきましたが、手術給付には、われわれPTAが手術の内容まで判断できかねる状況でした。そのため申請時には、手術給付は行わないことにしておりました。

再度検討した結果、PTA及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、支払い方法を変更して補償内容に変化をさせないよう共済事業規定および共済約款の変更をいたしたく申請いたします。

なお共済掛金につきましては、過去の実績（入院支払金額）に含まれているため、共済掛金及び共済掛金算出方法書に変更はございません。

臨時社員総会議事録

日 時 平成24年2月10日 午後4時から午後5時
場 所 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10 (当法人事務所)
社員の総数 15名
議決権の総数 75個
出席社員数(委任状による者を含む) 15名
この議決権の数(委任状による者を含む) 75個
議長兼議事録作成者 代表理事 山本清和
出席役員 理事 山本清和、川端美樹、鷺田潤弥、津崎宏、種田千草
監事 太田浩之

上記のとおり定足数に足る出席があったので、定款の規定に基づき議長が開会を宣し、下記議案を附議した。

第1号議案 共済事業規定および共済約款追加の件

議長より、当法人の約款および規定について、下記のとおり追加したい旨の提案があり、本会において慎重に審議した結果、満場一致をもって承認可決された。

記

- 1 共済事業規定 第3条(共済事業の種類及び被共済者の範囲)共済金の区分⑤に手術給付金5万円、⑥に手術給付金2万円を追加。
- 2 共済約款 第1条(用語の定義)に、手術・手術給付金を追加、及び第7条の2(手術給付金の支払)を追加。

以上で本日の議案審議を全て終了した旨を述べ、議長は閉会を宣した。

上記決議を明確にするため本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

平成24年2月10日

一般社団法人札幌市PTA共済会
代表理事(理事長) 山本清

一般社団法人 札幌市PTA共済会 共済事業規定

(共済事業を行う区域)

第1条 共済事業を行う区域は、主に札幌市内とする。

(共済契約者の範囲及び共済金受取人)

第2条 共済契約者は、札幌市立幼稚園・小学校・中学校の単位PTAの会長とする。

2 共済金受取人は、次に掲げる者とする

- (1) 被共済者が園児・児童・生徒である場合は、当該被共済者の保護者（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条及びPTA・青少年教育団体共済法施行規則（平成22年文部科学省令第24号）第1条に規定する保護者をいう。以下同じ。）（ただし、被共済者が20歳以上である場合は、被共済者とする。）
- (2) 被共済者が保護者、教職員、活動の指導者又は支援者である場合（(3)の場合を除く。）は、被共済者
- (3) (2)のうち、受け取る共済金が死亡共済金の場合は、被共済者の相続人

(共済事業の種類及び被共済者の範囲)

第3条 当会が行う共済事業は、被共済者の死亡、後遺障害、入院及び通院に対して共済約款に従い補償をするもので、共済金の区分、補償内容、被共済者の範囲、共済金額は以下のとおりとする。

共済金の区分	補償内容	被共済者の範囲	共済金額
①死亡共済金	PTA主催又は共催による活動中の傷害（急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害に限る。以下同じ。）により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	イ 単位PTAの会員である保護者及び教職員（以下「PTA会員」という。）並びに当該単位PTAを組織する幼稚園・学校（以下「学校等」という。）に在籍する園児・児童・生徒 ロ PTA会員若し	500万円

		くは園児・児童・生徒 の同居の親族 ハ P T A行事への 参加が事前に P T Aよ り認められている活動 の指導者及び支援者	
②死亡共済金	学校管理下外（一般的 に監督責任が学校にな いとき。以下同じ。） においての傷害によ り、事故の発生の日か らその日を含めて18 0日以内に死亡したと き	単位 P T Aを組織する 学校等に在籍する園 児・児童・生徒	100万円
③後遺障害共済金	P T A主催又は共催に よる活動中の傷害によ り、事故の発生の日か らその日を含めて18 0日以内に共済約款に 定める身体障害の状態 （後遺障害）となった とき	①に定める死亡共済金 の場合と同様	①の死亡共 済金の5% ～ 100%
④後遺障害共済金	学校管理下外において の傷害により、事故の 発生の日からその日 を含めて180日以内に 共済約款に定める身体 障害の状態（後遺障害） となったとき	②に定める死亡共済金 の場合と同様	②の死亡共 済金の5% ～ 100%
⑤負傷共済金	P T A主催又は共催に よる活動中における傷 害により、入院又は通 院したとき	①に定める死亡共済金 の場合と同様	入院日額 4,000円 手術給付金 5万円 通院日額 2,500円

⑥負傷共済金	学校管理下外においての傷害により、入院又は通院したとき	②に定める死亡共済金の場合と同様	入院日額 1,000円 手術給付金 2万円 通院日額 500円
--------	-----------------------------	------------------	--

(注1) 日数の条件：学校管理下外の事故に対しては、傷害の発生日から起算して3日が満了する日以降において、なお入院・通院共済金の支払いを受けるべき状態にある場合。

(注2) 共済金の支払い限度額：1事故に対する共済金給付総額の上限を、3,000万円とする。

(補償の対象となる活動)

第4条 補償の対象となる活動の範囲は次の各号に掲げるものをいう。

(1) 園児・児童・生徒の場合

〈①、③、⑤〉PTA活動中

〈②、④、⑥〉学校管理下外

(注1) スポーツ振興センター法の災害給付を受ける場合は除かれる

(2) PTA会員若しくは(1)の園児・児童・生徒と同居の親族又は補償対象になることが事前に認められたPTA活動指導者・支援者の場合

〈①、③、⑤〉PTA活動中

(共済期間の制限)

第5条 共済期間は、6月1日より一年とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき、期間途中で加入した者については、当核共済期間満了日までとする。

(共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者の権限等)

第6条 当会は共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者を置くことができる。

2 前項の規定により当会が委託する業務は、以下のものとする。

- (1) 共済契約の締結の代理又は媒介及び解除
- (2) 共済掛金の収受又は返還
- (3) 共済掛金領収書の発行及び交付
- (4) 共済契約の締結に必要な事項の調査

(5) その他共済契約に関する業務

- 3 当会が必要と認めるときは、前項第1号から第5号に掲げた権限に制限を加えることができる。

(共済契約締結の手續及び共済掛金の収受に関する事項)

第7条 共済契約を締結しようとする単位PTAは、事業年度開始前に、所定の加入・非加入決定通知書に所要事項を記入し、当会に申し込むものとする。また、当会は当該決定通知書を審査の上、引受けの可否を決定する。

- 2 共済事業年度開始後、共済契約者は、加入依頼書および在籍数通知書と非加入者名簿を提出するとともに、各年度4月1日より6月末日までの間に、共済掛金を当会が指定する金融機関に振り込むものとする。加入は、単位PTA毎に加入手続きをとる全員付保での一括加入方式（補償対象者の名簿不用）となり、グループ単位や個人（特別に理事長が認めたものは除く）での加入はできない。

なお、加入を希望しない者は、所定の届出用紙に記名押印した上で共済契約者に非加入を申し出るものとする。

- 3 当会は、共済契約者より共済掛金を受領したときは、これに対して、当会所定の共済掛金受領書及び共済証書を交付する。ただし、共済契約者と合意した場合は、共済証書は交付しないことができるものとする。

(共済証書の記載事項)

第8条 共済証書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 当会の名称
- (2) 共済契約者の名称及び代表者の氏名
- (3) 被共済者を特定するために必要な事項
- (4) 補償対象となる災害
- (5) 共済期間の始期及び終期
- (6) 共済金額に関する事項
- (7) 契約締結日
- (8) 共済証書作成日

- 2 前項の共済には、当会の代表者が署名し、又は記名押印する。

(加入依頼書および在籍数通知書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類)

第9条 加入依頼書および在籍数通知書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 申込者の名称、代表者氏名、住所
- (2) 当会の名称
- (3) 加入者の数及び収受する共済掛金の額
- (4) 申込書の作成日

2 前項の加入依頼書および在籍数通知書には、申込者の代表者が署名し、又は記名押印する。

3 第1項の加入依頼書および在籍数通知書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 非加入者届出書（第7条第2項の規定により申し出のあった届出用紙）

第10条 第7条第2項に定める共済掛金の支払後に、共済契約者が、被共済者の追加および被共済者の一部を脱退させようとするときは、在籍数訂正通知書を、当会に提出するものとする。

2 共済契約締結後の共済契約の解除については、共済約款に規定する。

3 異動に伴う補償の有無

			園児・児童・生徒	保護者・教師等
転出	札幌市内の学校へ	加入校	補償される	同 左
		未加入校	補償されない	同 左
	札幌市外の学校へ		補償されない	同 左
市外からの転入		加入校	補償される	同 左
		未加入校	補償されない	同 左
新一年生（園児）の取扱い （4月と5月）（注1）		加入校	補償される	同 左
		未加入校	補償されない	同 左

※注1 ここていう4月と5月は、加入の翌年度の4月と5月を指します。

（共済契約者及び非加入者名簿）

第11条 当会は、共済契約者の名称等を記載した共済契約者名簿及び非加入者の氏名等を記載した非加入者名簿を備え付けるものとする。

（共済掛金の設定）

第12条 共済掛金の設定は、算出方法書の規定によるものとする。

(共済金の支払)

第13条 共済金の支払に関する事項については共済約款の規定による。

(共済掛金の返還)

第14条 共済掛金の返還については、共済期間の途中退会等未経過期間分の共済掛金を返還することとする。ただし、返還するための振込手数料が返還する共済掛金より高くなる場合など、合理的な理由があると認められる場合は返還しない。

(再保険又は再共済)

第15条 当会は、引き受けた共済責任を再保険又は再共済できるものとする。

(共済金額及び共済期間の変更)

第16条 共済金額及び共済期間の変更は共済約款の規定による。

付 則

この規定は、平成23年12月14日より施行

平成24年 2月10日一部改正

一般社団法人 札幌市PTA共済会 共済約款

(用語の定義)

第1条 この共済約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
か	学校の管理下	以下の場合をいいます。 ① 園児・児童・生徒が法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 ② 園児・児童・生徒が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 ③ 上記の他、園児・児童・生徒が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合 ④ 園児・児童・生徒が通常の経路及び方法により通学する場合
き	共済金	死亡共済金、後遺障害共済金、入院共済金又は通院共済金をいいます。
	共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
	共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であつて、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至つたもの又は身体の一部の欠損をいいます
し	自動車等	自動車又は原動機付自転車をいいます
	手術	医師による治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すところをいいます。
	手術給付金	入院共済金が支払われる際に手術をした場合の給付金をいいます。
ち	治療	医師による治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師による治療をいいます。
つ	通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、又は、往診により治療を受けることをいいます。
	通院共済金日額	共済証書記載の通院共済金日額をいいます。
に	入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

	入院共済金日額	共済証書記載の入院共済金日額をいいます。
ひ	被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
	P T A行事	P T Aが企画・立案し主催する又は共催する行事（主に北海道内で実施されるもの）でP T A総会、運営委員会などP T A会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。 （注）名称の如何を問いません。
	P T Aの管理下	P T Aの指揮、監督及び指導下をいいます。

（共済約款の適用）

第2条 この共済約款の規定は被共済者ごとに適用します。

（共済金を支払う場合）

第3条 当会は、被共済者が、共済期間中にP T Aの管理下においてP T A行事に参加している間又は学校の管理下外にある間に被った傷害について、この共済約款の規定に従い共済金を支払います。

2 前項のP T Aの管理下におけるP T A行事には、被共済者がP T A行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。

（共済金を支払わない場合）

第4条 当会は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

①学校の管理下

②共済契約者（注1）又は被共済者の故意又は重大な過失

③共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

④被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為

⑤被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間

イ酒に酔った状態（注2）で自動車等を運転している間

ウ麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑥被共済者の妊娠、出産、早産又は流産

⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（注3）

⑧地震もしくは噴火又はこれらによる津波

⑨核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

⑩⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑪⑨以外の放射線照射又は放射能汚染

（注1）共済契約者が法人である場合は、その理事又は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

（注3）群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

- 2 当会は被共済者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（死亡共済金の支払）

第5条 当会は、被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、以下のとおり共済金を死亡共済金として死亡共済金受取人に支払います。

①PTAの管理下においてPTA行事に参加している間に被った傷害の場合

共済金額の全額（注）

（注）既に支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

②学校の管理下外にある間に被った傷害の場合

共済金額の全額（注）

（注）既に支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

- 2 死亡共済金受取人となる、被共済者の法定相続人が2名以上であるときは、当会は、法定相続分の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。

- 3 第25条（死亡共済金受取人の変更）第5項の死亡共済金受取人が2名以上である場合は、当会は、均等の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。

(後遺障害共済金の支払)

第6条 当会は被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として被共済者に支払います。

① P T Aの管理下においてP T A行事に参加している間に被った傷害の場合

共済金額× 別表2に掲げる割合＝ 後遺障害共済金の額

② 学校の管理下外にある間に被った傷害の場合

共済金額× 別表2に掲げる割合＝ 後遺障害共済金の額

2 前項の規定にかかわらず、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被共済者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、前項のとおり算出した額を後遺障害共済金として支払います。

3 別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当会は身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2に掲げる区分に準じ、後遺障害共済金の支払額を決定します。

ただし、別表2の13級の1、2、14級の2、3に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害共済金を支払いません。

4 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会は、その各々に対し、前3項の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表2に掲げる上肢（注1）又は下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害共済金は共済金額の60%をもって限度とします。

（注1）腕及び手をいいます。

（注2）脚及び足をいいます。

5 既に身体に障害のあった被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2に掲げる割合を適用して、後遺障害共済金を支払います。ただし、既存障害（注）がこの共済契約に基づく後遺障害共済金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害共済金を支払います。加重された後の後遺障害の状態に対応する割合－ 既存障害（注）に対応する割合＝ 適用する割合

（注）既にあった身体の障害をいいます。

6 前5項の規定に基づいて、当会が支払うべき後遺障害共済金の額は、一共済期間に発生した事故について、共済金額をもって限度とします。

(入院共済金の支払)

第7条 当会は被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、入院共済金を被共済者に支払います。

2 前項の入院共済金は、次の算式によって算出した額とします。

①PTAの管理下においてPTA行事に参加している間に被った傷害の場合

入院共済金日額×入院日数＝入院共済金の額

②学校の管理下外にある間に被った傷害の場合

入院共済金日額×入院日数＝入院共済金の額

3 第1項の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師より「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものと見なされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

4 当会は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院共済金を支払いません。

5 被共済者が入院共済金の支払を受けられる期間中にさらに入院共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会は、重複しては入院共済金を支払いません。

(手術給付金の支払)

第7条の2 第7条（入院共済金の支払）の規定により、入院共済金の支払を受けられる場合に、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において入院共済金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として手術を受けたときは、手術給付金として被共済者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について1回の手術に限ります。

2 前項の手術給付金は、次の額とします。

①PTAの管理下においてPTA行事に参加している間に被った傷害の場合

共済規定に定められた金額

②学校の管理下外にある間に被った傷害の場合

共済規定に定められた金額

- 3 当会は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の手術に対しては、手術給付金を支払いません。

(通院共済金の支払)

第8条 当会は被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院共済金として被共済者に支払います。ただし、平常の生活に支障がない程度に傷害がなおった時以降の通院に対しては、通院共済金を支払いません。

- ①PTAの管理下においてPTA行事に参加している間に被った傷害の場合

通院共済金日額×通院した日数(注) = 通院共済金の額

(注)90日を限度とします。

- ②学校の管理下外にある間に被った傷害の場合

通院共済金日額×通院した日数(注) = 通院共済金の額

(注)90日を限度とします。

- 2 当会は、前項の規定にかかわらず、前条の入院共済金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院共済金を支払いません。

- 3 当会はいかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院共済金を支払いません。

- 4 被共済者が通院共済金の支払を受けられる期間中にさらに通院共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会は、重複しては通院共済金を支払いません。

(死亡の推定)

第9条 被共済者が搭乗している航空機又は船舶が行方不明となった場合、又は遭難した場合において、その航空機又は船舶が行方不明となった日又は遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被共済者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日又は遭難した日に、被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

(他の身体の障害又は疾病の影響)

第10条 被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、又は、同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

2 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったこと又は共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第3条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

（共済契約者の住所変更）

第11条 共済契約者が共済証書記載の住所又は通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当会に通知しなければなりません。

（共済契約の無効）

第12条 共済契約者が共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合には、共済契約は無効とします。

（共済契約の取消し）

第13条 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者の詐欺又は強迫によって当会が共済契約を締結した場合には、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

（共済契約者による共済契約の解除）

第14条 共済契約者は、当会に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

（重大事由による解除）

第15条 当会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- ①共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、当会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ②被共済者又は共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③①及び②に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、①及び②の事由がある場合と同程度に当会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

2 前項の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、前項①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することがで

きます。

(被共済者による共済契約の解除請求)

第16条 次のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対しこの共済契約（注）を解除することを求めることができます。

- ①この共済契約（注）の被共済者となることについての同意をしていなかった場合
- ②共済契約者又は共済金を受け取るべき者に、前条第1項①又は②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③②のほか、共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、②の場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ④この共済契約（注）の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被共済者に係る部分に限ります。

2 共済契約者は、前項①から④までの事由がある場合において、被共済者から前項に規定する解除請求があったときは、当会对する通知をもって、この共済契約（注）を解除しなければなりません。

(注) その被共済者に係る部分に限ります。

3 第1項①の事由がある場合は、その被共済者は、当会对する通知をもって、この共済契約（注）を解除することができます。ただし、被共済者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(注) その被共済者に係る部分に限ります。

4 前項の規定によりこの共済契約（注）が解除された場合は、当会は、遅滞なく、共済契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被共済者に係る部分に限ります。

(共済契約解除の効力)

第17条 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(共済掛金の返還—無効の場合)

第18条 共済契約が無効の場合には、当会は、共済掛金の全額を返還します。ただし、第12条（共済契約の無効）の規定により共済契約が無効となる場合には、共済掛金を返還しません。

(共済掛金の返還—取消しの場合)

第19条 第13条(共済契約の取消し)の規定により、当会が共済契約を取り消した場合に
は、当会は共済掛金を返還しません。

(共済掛金の返還—解除の場合)

第20条 第15条(重大事由による解除)第1項の規定により、当会が共済契約を解除した
場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。

2 第14条(共済契約者による共済契約の解除)の規定により、共済契約者が共済契約を
解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還しま
す。

3 第16条(被共済者による共済契約の解除請求)第2項の規定により、共済契約者がこ
の共済契約(注)を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって計算した
共済掛金を返還します。(注)その被共済者に係る部分に限ります。

4 第16条(被共済者による共済契約の解除請求)第3項の規定により、被共済者がこの
共済契約(注)を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって計算した共
済掛金を返還します。(注)その非共済者に係る部分に限ります。

(注)その被共済者に係る部分に限ります。

(事故の通知)

第21条 被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被った場合は、共済契約者、
被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日
を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害の程度を当会に通知しなければなりません。
この場合において、当会が書面による通知もしくは説明を求めたとき又は被共済者
の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

2 被共済者が搭乗している航空機又は船舶が行方不明となった場合又は遭難した場合は、
共済契約者又は共済金を受け取るべき者は、その航空機又は船舶が行方不明となった日
又は遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明又は遭難発生の状況を当会に
書面により通知しなければなりません。

3 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第1項もし
くは前項の規定に違反した場合、又はその通知もしくは説明について知っている事実を
告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会は、それによって当
会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(共済金の請求)

第22条 当会に対する共済金請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

① P T Aの管理下において P T A行事に参加している間に被った傷害の場合

- イ 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
- ロ 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ハ 入院共済金については、平常の生活ができる程度になおった時、第7条(入院共済金の支払)第1項に該当しない程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ニ 通院共済金については、平常の生活に支障がない程度になおった時、通院共済金の支払われる日数が90日に達した時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

② 学校の管理下外にある間に被った傷害の場合

- イ 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
- ロ 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ハ 入院共済金については、平常の生活ができる程度になおった時、第7条(入院共済金の支払)第1項に該当しない程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ニ 通院共済金については、平常の生活に支障がない程度になおった時、通院共済金の支払われる日数が90日に達した時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

2 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、共済金請求権の発生した日から180日以内に、別表1に掲げる書類のうち当会が求めるものを提出しなければなりません。

3 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けべき被共済者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。

① 被共済者と同居又は生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合、又は①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居又は生計を共にする三親等内の親族

③ ①及び②に規定する者がいない場合又は①及び②に規定する者に共済金を請求できな

い事情がある場合には、①以外の配偶者（注）又は②以外の三親等内の親族
（注）法律上の配偶者に限ります。

- 4 前項の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、当会が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当会は、共済金を支払いません。
- 5 当会は、事故の内容又は傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出又は当会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 6 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合又は第2項、第3項もしくは前項の書類に事実と異なる記載をし、その書類もしくは証拠を偽造、変造した場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

（共済金の支払時期）

第23条 当会は、特別な事由がない限り請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

- ①共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無及び被共済者に該当する事実
- ②共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③共済金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過及び内容
- ④共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効又は取消しの事由に該当する事実の有無

（注）被共済者又は共済金を受け取るべき者が前条第2項及び第3項の規定による手続を完了した日をいいます。

- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当会は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を被共済者又は共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ①第1項①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）・・・7日

②第1項①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会・・・7日

③第1項③の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会・・・7

④災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における第1項①から④までの事項の確認のための調査・・・7日

⑤第1項①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査・・・7日

（注1）被共済者又は共済金を受け取るべき者が前条第2項及び第3項の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべきものが、正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項又は第2項の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

4 第1項又は第2項の規定による共済金の支払は、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者と当会があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（時効）

第24条 共済金請求権は、第22条（共済金の請求）第1項に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

（死亡共済金受取人の変更）

第25条 共済契約締結の後、被共済者が死亡するまでは、共済契約者は、被共済者からの申出により死亡共済金受取人を変更することができます。

2 前項の規定による死亡共済金受取人の変更を行う場合には、共済契約者は、その旨を当会に通知しなければなりません。

3 前項の規定による通知が当会に到着した場合には、死亡共済金受取人の変更は、共済契約者がその通知を発したときにその効力を生じたものとします。ただし、その通知が

当会に到着する前に当会が変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払った場合は、その後共済金の請求を受けても、当会は共済金を支払いません。

- 4 第1項の規定により、死亡共済金受取人を被共済者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被共済者の同意がなければその効力は生じません。
- 5 死亡共済金受取人が被共済者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡共済金受取人とします。
（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。
- 6 共済契約者は、死亡共済金以外の共済金について、その受取人を被共済者以外の者に定め、又は変更することはできません。

（共済契約者の変更）

第26条 共済契約締結の後、共済契約者は、当会の承認を得て、この共済契約に適用される共済約款に関する権利及び義務を第三者に移転させることができます。

- 2 前項の規定による移転を行う場合には、共済契約者は書面をもってその旨を当会に申し出て、承認を請求しなければなりません。

（共済契約者又は死亡共済金受取人が複数の場合の取扱い）

第27条 この共済契約について、共済契約者又は死亡共済金受取人が2名以上である場合は、当会は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の共済契約者又は死亡共済金受取人を代理するものとします。

- 2 前項の代表者が定まらない場合又はその所在が明らかでない場合には、共済契約者又は死亡共済金受取人の中の1名に対して行う当会の行為は、他の共済契約者又は死亡共済金受取人に対しても効力を有するものとします。

- 3 共済契約者が2名以上である場合には、各共済契約者は連帯してこの共済契約に適用される共済約款に関する義務を負うものとします。

（訴訟の提起）

第28条 この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

(共済金の削減)

第29条 特別な災害その他の事由により共済契約に係る所定の共済金を支払うことができない場合には、社員総会の議決を経て共済金の削減を行うことがあります。

(準拠法)

第30条 この共済約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

付 則

この共済約款は、平成23年12月14日より施行
平成24年 2月10日一部改正

共済金請求に必要な書類

	傷害(入通院)		後遺障害		死亡		備考
	学童	保護者等	学童	保護者等	学童	保護者等	
共済金請求書 【園児・児童・生徒用】	○		○		○		
共済金請求書 【保護者・教員用】		○		○		○	
診断書	△	△					共済金請求額が10万円以上の場合、または手術給付金の対象のときは必要
死亡診断書					○	○	
戸籍謄本					○	○	戸籍の原本の謄本 但し、死亡した非共済者が除籍された後のもの
印鑑証明			△	△	△	△	共済金請求書が500万円以上の場合や請求を委任する場合
委任状			△	△	△	△	
後遺障害診断書			○	○			
交通事故証明書	△	△	△	△	△	△	交通事故が原因の場合
診察券または領収書	△	△					共済金請求額が10万円以下の場合に必要

○印は必ず必要

△印は場合によって必要

一般社団法人 札幌市PTA共済会 共済事業規定

(共済事業を行う区域)

第1条 共済事業を行う区域は、主に札幌市内とする。

(共済契約者の範囲及び共済金受取人)

第2条 共済契約者は、札幌市立幼稚園・小学校・中学校の単位PTAの会長とする。

2 共済金受取人は、次に掲げる者とする

- (1) 被共済者が園児・児童・生徒である場合は、当該被共済者の保護者（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条及びPTA・青少年教育団体共済法施行規則（平成22年文部科学省令第24号）第1条に規定する保護者をいう。以下同じ。）（ただし、被共済者が20歳以上である場合は、被共済者とする。）
- (2) 被共済者が保護者、教職員、活動の指導者又は支援者である場合（(3)の場合を除く。）は、被共済者
- (3) (2)のうち、受け取る共済金が死亡共済金の場合は、被共済者の相続人

(共済事業の種類及び被共済者の範囲)

第3条 当会が行う共済事業は、被共済者の死亡、後遺障害、入院及び通院に対して共済約款に従い補償をするもので、共済金の区分、補償内容、被共済者の範囲、共済金額は以下のとおりとする。

共済金の区分	補償内容	被共済者の範囲	共済金額
①死亡共済金	PTA主催又は共催による活動中の傷害（急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害に限る。以下同じ。）により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	イ 単位PTAの会員である保護者及び教職員（以下「PTA会員」という。）並びに当該単位PTAを組織する幼稚園・学校（以下「学校等」という。）に在籍する園児・児童・生徒 ロ PTA会員若し	500万円

		くは園児・児童・生徒 の同居の親族 ハ P T A行事への 参加が事前にP T Aよ り認められている活動 の指導者及び支援者	
②死亡共済金	学校管理下外（一般的 に監督責任が学校にな いとき。以下同じ。） においての傷害によ り、事故の発生の日か らその日を含めて18 0日以内に死亡したと き	単位P T Aを組織する 学校等に在籍する園 児・児童・生徒	100万円
③後遺障害共済金	P T A主催又は共催に よる活動中の傷害によ り、事故の発生の日か らその日を含めて18 0日以内に共済約款に 定める身体障害の状態 （後遺障害）となった とき	①に定める死亡共済金 の場合と同様	①の死亡共 済金の5% ～ 100%
④後遺障害共済金	学校管理下外において の傷害により、事故の 発生の日からその日 を含めて180日以内に 共済約款に定める身体 障害の状態（後遺障害） となったとき	②に定める死亡共済金 の場合と同様	②の死亡共 済金の5% ～ 100%
⑤負傷共済金	P T A主催又は共催に よる活動中における傷 害により、入院又は通 院したとき	①に定める死亡共済金 の場合と同様	入院日額 4,000円 手術給付金 5万円 通院日額 2,500円

⑥負傷共済金	学校管理下外においての傷害により、入院又は通院したとき	②に定める死亡共済金の場合と同様	入院日額 1,000円 手術給付金 2万円 通院日額 500円
--------	-----------------------------	------------------	--

(注1) 日数の条件：学校管理下外の事故に対しては、傷害の発生日から起算して3日が満了する日以降において、なお入院・通院共済金の支払いを受けるべき状態にある場合。

(注2) 共済金の支払い限度額：1事故に対する共済金給付総額の上限を、3,000万円とする。

(補償の対象となる活動)

第4条 補償の対象となる活動の範囲は次の各号に掲げるものをいう。

(1) 園児・児童・生徒の場合

〈①、③、⑤〉PTA活動中

〈②、④、⑥〉学校管理下外

(注1) スポーツ振興センター法の災害給付を受ける場合は除かれる

(2) PTA会員若しくは(1)の園児・児童・生徒と同居の親族又は補償対象になることが事前に認められたPTA活動指導者・支援者の場合

〈①、③、⑤〉PTA活動中

(共済期間の制限)

第5条 共済期間は、6月1日より一年とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき、期間途中で加入した者については、当核共済期間満了日までとする。

(共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者の権限等)

第6条 当会は共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者を置くことができる。

2 前項の規定により当会が委託する業務は、以下のものとする。

- (1) 共済契約の締結の代理又は媒介及び解除
- (2) 共済掛金の收受又は返還
- (3) 共済掛金領収書の発行及び交付
- (4) 共済契約の締結に必要な事項の調査

(5) その他共済契約に関する業務

- 3 当会が必要と認めるときは、前項第1号から第5号に掲げた権限に制限を加えることができる。

(共済契約締結の手續及び共済掛金の収受に関する事項)

第7条 共済契約を締結しようとする単位PTAは、事業年度開始前に、所定の加入・非加入決定通知書に所要事項を記入し、当会に申し込むものとする。また、当会は当該決定通知書を審査の上、引受けの可否を決定する。

- 2 共済事業年度開始後、共済契約者は、加入依頼書および在籍数通知書と非加入者名簿を提出するとともに、各年度4月1日より6月末日までの間に、共済掛金を当会が指定する金融機関に振り込むものとする。加入は、単位PTA毎に加入手続きをとる全員付保での一括加入方式（補償対象者の名簿不用）となり、グループ単位や個人（特別に理事長が認めたものは除く）での加入はできない。

なお、加入を希望しない者は、所定の届出用紙に記名押印した上で共済契約者に非加入を申し出るものとする。

- 3 当会は、共済契約者より共済掛金を受領したときは、これに対して、当会所定の共済掛金受領書及び共済証書を交付する。ただし、共済契約者と合意した場合は、共済証書は交付しないことができるものとする。

(共済証書の記載事項)

第8条 共済証書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 当会の名称
- (2) 共済契約者の名称及び代表者の氏名
- (3) 被共済者を特定するために必要な事項
- (4) 補償対象となる災害
- (5) 共済期間の始期及び終期
- (6) 共済金額に関する事項
- (7) 契約締結日
- (8) 共済証書作成日

- 2 前項の共済には、当会の代表者が署名し、又は記名押印する。

(加入依頼書および在籍数通知書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類)

第9条 加入依頼書および在籍数通知書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 申込者の名称、代表者氏名、住所
- (2) 当会の名称
- (3) 加入者の数及び収受する共済掛金の額
- (4) 申込書の作成日

2 前項の加入依頼書および在籍数通知書には、申込者の代表者が署名し、又は記名押印する。

3 第1項の加入依頼書および在籍数通知書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 非加入者届出書（第7条第2項の規定により申し出のあった届出用紙）

第10条 第7条第2項に定める共済掛金の支払後に、共済契約者が、被共済者の追加および被共済者の一部を脱退させようとするときは、在籍数訂正通知書を、当会に提出するものとする。

2 共済契約締結後の共済契約の解除については、共済約款に規定する。

3 異動に伴う補償の有無

			園児・児童・生徒	保護者・教師等
転出	札幌市内の学校へ	加入校	補償される	同 左
		未加入校	補償されない	同 左
	札幌市外の学校へ		補償されない	同 左
市外からの転入		加入校	補償される	同 左
		未加入校	補償されない	同 左
新一年生（園児）の取扱い （4月と5月）（注1）		加入校	補償される	同 左
		未加入校	補償されない	同 左

※注1 ここていう4月と5月は、加入の翌年度の4月と5月を指します。

（共済契約者及び非加入者名簿）

第11条 当会は、共済契約者の名称等を記載した共済契約者名簿及び非加入者の氏名等を記載した非加入者名簿を備え付けるものとする。

（共済掛金の設定）

第12条 共済掛金の設定は、算出方法書の規定によるものとする。

(共済金の支払)

第13条 共済金の支払に関する事項については共済約款の規定による。

(共済掛金の返還)

第14条 共済掛金の返還については、共済期間の途中退会等未経過期間分の共済掛金を返還することとする。ただし、返還するための振込手数料が返還する共済掛金より高くなる場合など、合理的な理由があると認められる場合は返還しない。

(再保険又は再共済)

第15条 当会は、引き受けた共済責任を再保険又は再共済できるものとする。

(共済金額及び共済期間の変更)

第16条 共済金額及び共済期間の変更は共済約款の規定による。

付 則

この規定は、平成23年12月14日より施行

平成24年 2月10日一部改正